



わたらい

市町村合併特版

わが町の市町村合併の経過と 今後の取り組みについて

度会町における市町村合併への取り組みにつきましては、先の町広報紙（広報わたらい8月号）においてお伝えをしましただけであり、町議会の市町村合併検討特別委員会を中心とした議論により、周辺市町村の合併協議の進捗状況や過去の経緯、そして、何より地方分権型社会に対応するための体制を構築することが今最も重要であるとの共通認識から、まず「隣接する玉城町へ合併協議を求めていく」という合意形成に至り、働きかけを続けてきました。

そのようななか、玉城町議会6月定例会において、現行特例法期限内（平成17年3月末）の合併について最終決定月を9月と示された玉城町長に対し、去る8月には町議会と町長の連名により、地方分権時代の基礎的自治体の確立と一体性の熟成を図るまちづくりを理由とした「合併協議開始を求める要望書」を提出しましたところ、9月22日に玉城町長が来庁され「期限内の合併は困難という議会集約となった。しかし、自立できるまちづくりのためには、合併は必要であり、今後、機運が高まれば、改めて合併に取り組む。度会町と玉城町は、重要かつ密接な関係にある。」との報告（要旨）を受ける結果となりました。

現段階におけるこの回答を真摯に受け止め、今後においても合併新法期限内（平成22年3月末）の合併を前向きに追求する一方で、地方自治の本旨を見つめ直し、原点に立ち返った行財政改革に取り組んでいきます。



わが町の 合併を考える

分権型社会への

対応

小泉政権下で日毎語られる構造改革の中で、国と地方の役割分担の見直し、三位一体の改革は、国と地方を合わせて700兆円もの負債を抱える国の財政構造を抜本的に改革する必要があります。平成12年に地方分権一括法が施行され、地

方のことは地方が自ら考え、自ら実行する、いわば「地方を運営する」といった方向に移行しています。その適正な受け皿づくりとして、市町村合併の推進による行財政基盤の強化や行政コストの縮減などがあります。

全国の約8割の市町村が何らかの形で市町村合併に取り組んでおり、現行特例法の期限を1つの区切りとして合併が促進されるものと思われま

度会町は、財源の多くを国からの地方交付税に依存しており、地方交付税・国庫補助負担金の削減に対して、国から地方への税源移譲を行うという三位一体の改革の方向次第では、大きくその影響を受けることとなります。交付税制度の特徴である「大きな町も小さな町も基本的経費は必要である」としての調整交付制度」が改正され、かつ税源移譲が人口にほぼ比例するものといわれており、結果的に国、県からの補助金・負担金等の減額が見込まれるからです。

現在の町の財政状況は、全国の類似団体や周辺町村と比較して決して悲観するものではありません。しかし、現時点では合併による効果としての行財政改革を行うことができないため、町としての行財政改革を断行せざるを得ません。

行財政改革に

取り組む

行財政改革の基本は、原点に立ち返って、地方自治の本

旨を見つめ直すことにあります。町民と行政の役割分担の見直しを行い、町民と行政の協働による事業運営をお願いすることや、必要な公共・住民サービスは可能な限り維持しつつ、財政力に応じたサービス内容にすることが考えられます。必要不可欠な新たな事業に取り組むとともに、既に行われている事務事業にメスを入れ、縮減・廃止といった改革をする必要があります。

これらによって、町民の皆さんの評価と意識の共有化に努め、最大限の努力によっても、なお財政的に困難が生じた場合には、負担増を求めるところも生じてまいります。

町では、5町村合併協議時点の資料を有効活用して、すべての事務事業を再度洗い出し、改革の必要性や改革「案」の策定作業に入っています。今後は、行政改革推進本部を核として、町民委員にも入っていただく行政改革推進協議会での検討協議、議会審議等を経て、今年度中に行財政改革計画の決定を行う予定です。

町民の皆さんには、広報紙などを通じて情報提供し、意見聴取の機会を設けます。

合併新法の基で 合併を前向きに 追求

現行特例法の期限（平成17年3月31日）およびその経過措置の期間（平成18年3月31日）が終わると、平成の大合併は一段落し都道府県レベルの道州制の議論が展開されるともいわれています。しかし、合併は制度として不変のものであり、市町村合併においても、前述のとおり合併新法（平成22年3月31日までの限時法。内容は、広報わたらい8月号に掲載）が公布されました。

引き続き、地方分権型社会に対応するための体制構築に取り組みが必要があります。「町民の皆さんにとってより良いまちづくり」を念頭に、合併新法期限内の合併を前向きに追求していきます。